

中津市国土強靱化地域計画アクションプラン2022の概要

1. 中津市国土強靱化地域計画について

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という）が、平成25年12月に公布・施行され、翌年6月に国は「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という）」を策定しました。それを受け、平成27年11月に大分県は「大分県地域強靱化計画（以下「県計画」）」を策定しました。

本市においても、近年激甚化している豪雨災害や巨大地震等に対して、市民の生命や財産を守り、地域経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりを推進するために、令和3年3月に「中津市国土強靱化地域計画」を策定しました。

【本計画の位置づけ】

本計画は、基本法第13条に基づき、基本計画や県計画と同様に、他の計画の指針となるアンブレラ計画の性格を有するものです。強靱化の推進に関して、概ね5年ごとに見直しを行います。

【強靱化の基本的な考え方】

地域強靱化を取り組んでいくにあたり、以下の4つを基本目標とし、基本的な方針に基づき推進します。

（4つの基本目標）

- I 人命の保護が最大限図られる
- II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

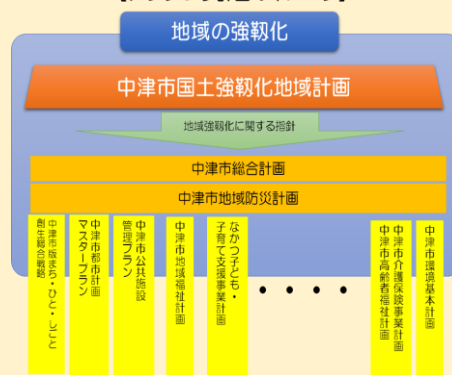
（基本的な方針）

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進
- ・官(国・県・市)と民(住民・民間事業者等)が適切に役割分担し連携協力
- ・非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫
- ・効率的に施策を推進するため重点化を図る
- ・既存施設の老朽化対策と有効活用等を推進
- ・地域コミュニティ機能の維持・向上等

【対象とする自然災害】

南海トラフ巨大地震や、平成24年の九州北部豪雨災害など、市内全域に甚大な被害をもたらす「大規模自然災害」を対象とします。

【アンブレラ計画のイメージ】



2. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）について

本計画では、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価、いわば本市の健康診断を行い、リスクに対してどこに脆弱性があるのかを、改めて検討し、地域強靱化に関する施策を効果的・効果的に推進していきます。

そのために必要な前提である「事前に備えるべき目標」を8項目、その目標の妨げとなる事態として、仮に起きれば致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を38項目設定しました。

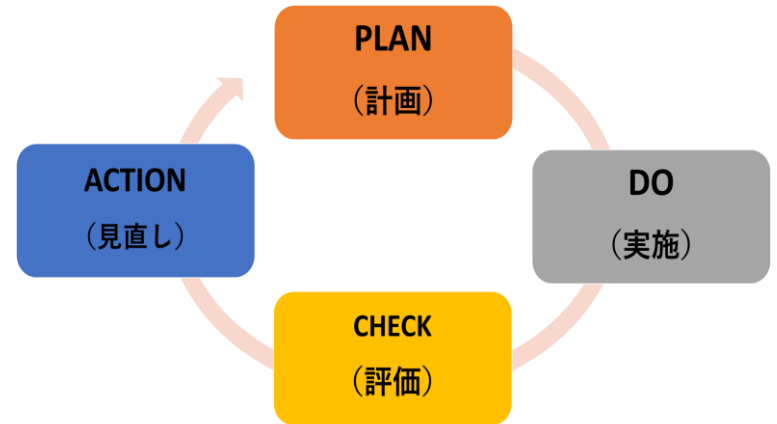
また、本市の役割の大きさ、影響の大きさ、目標達成に係る貢献度の観点から、国及び県の計画における重点化すべきプログラムを参考に、18の重点化すべきプログラムを選定しました。

※詳細は「[中津市国土強靱化地域計画](#)」参照

3. 中津市国土強靱化地域計画アクションプランについて

中津市国土強靱化地域計画の施策を確実かつ計画的に推進するためには、毎年度、個別の施策の進捗を定量的に把握するなど、適切な進捗管理を行うことが極めて重要であるため、各プログラムの達成度や進捗を把握する代表的な指標において、その具体的な取組内容や目標値を記載した「中津市国土強靱化地域計画アクションプラン」を定めました。

このアクションプランを毎年度検証することにより、PDCAサイクルによる施策の進捗管理を行うとともに、必要に応じて、地域防災計画をはじめとした各種計画による施策を追加し、強靱な地域づくりの取組を推進していきます。



【目標指標の達成度の検証（令和3年度）】

全94施策中、評価指標（KPI）を示している施策（但し、市道の整備延長等、市が管理・保全等を行っている数値は除く。）のうち、下記の施策が目標を達成。

（1）令和3年度末までに数値目標を達成した施策（全64施策）

3施策

- No.71 サブセンター用非常用電源装置の防災対策
- No.72 観光客へのWi-Fi設備の設置場所等の周知
- No.90 災害廃棄物の運搬、処理に係る広域処理体制の構築

（2）単年度の目標（計画の見直し・訓練の実施等）を達成したもの（全14施策）

5施策

- No.15 防災教育の推進
- No.23 森林整備の促進
- No.30 中津市災害時受援計画の実用的な運用
- No.56 保健指導及び予防接種の促進
- No.64 中津市の防災力向上のための訓練の実施